



令和9年度コミュニティ助成事業の募集について

1 コミュニティ助成事業とは？

一般財団法人自治総合センターでは、宝くじの収益を財源に、社会貢献広報事業として、コミュニティ助成事業を実施しています。この事業は、コミュニティ活動に必要な備品の整備などに対して助成を行うことにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的としている事業です。

2 対象団体

自治会、町内会など地域に密着して活動する団体

(注意) ただし、特定の目的で活動する団体、PTA、体育協会等、宗教団体、営利団体、NPO、趣味の愛好会、イベントのために組織された団体、公益法人及び地方公共団体が出資している第3セクター、その活動が地域に密着しているとは言いがたい団体等は除きます。

3 事業内容

	助成事業名	対象事業	助成金額	申請枠
1	一般コミュニティ助成事業	コミュニティ活動に資する備品整備	下限 100 万円～上限 250 万円 (10 万円単位で端数切捨て)	3 件
2	コミュニティセンター助成事業	集会施設の建設又は大規模修繕等整備	事業費の 5 分の 3 以内に相当する額 (上限 2,000 万円)	1 件

(注意) 応募数が申請枠を超えた場合は、抽選により申請する団体を決定し、県を通じて(一財)自治総合センターへ申請します。県の審査・自治総合センターの審査を経て、採択団体が決定されます。町の申請団体となっても不採択となる場合がありますのでご了承ください。

4 申請書類

1. 申請書
2. 事業実施主体規約
3. 事業実施主体の事業計画及び収支予算書 (令和8年度分)
4. 事業実施主体の事業報告書及び収支決算書 (令和7年度分)
5. 金額積算根拠 (見積書等)
※ 見積書は備品の詳細 (品番、単価、数量、金額等) が分かるもの。一式は原則不可。
6. 事業内容に関する資料 (事業の詳細がわかるカタログ等のカラーコピー、説明資料等)
7. その他必要な書類 (町内会の説明資料 (町内会の各種団体の構成図、規約など)、公民館規約、備品保管場所の位置図等)

裏面もご覧ください。

コミュニティセンター助成事業に申請する場合は、さらに以下の書類も必要です

8. 建設工事に関する図面（平面図、立面図等）
 9. 財源に関する資料（預金通帳のコピー等。団体負担分が負担できるか確認できるもの）
 10. 議事録（集会施設等の建設に関する地区住民の総意がわかるもの）
- （注意）2から9の書類はコピーで可。

見積書等の宛名は全て、事業実施主体規約の正式名称とすること。

5 過去の実績

年度	対象団体名	助成内容
令和3年度	岩木一町内会	テーブル、椅子、チェア専用ドリー、エアコン、カートリッジ式FFストーブ、テレビ、ブルーレイディスクプレーヤー、プロジェクター、映写幕
令和4年度	荒町南町内会	エアコン
令和5年度	中島地区自治会	エアコン
令和6年度	松橋西町内会	エアコン、ブルーレイレコーダー、屋外掲示板
	河北町要害地区会	エアコン、テーブル、椅子、チェアポーター、ターポリンシート、テレビ、テレビ用スタンド、ブルーレイディスク
令和7年度	長表東町内会	エアコン、締太鼓

※直近過去5カ年の実績

6 応募について

各種要件の確認を要するため、申請書類は事前相談を実施した団体に対してのみ配布いたします。申請を希望される場合は、お早めにご相談ください。本事業は自治総合センターの審査・採択を経て、**令和9年度に実施可能**となるものです。

【応募期限】令和8年8月5日（水曜日）17時必着

【相談・書類提出先】河北町くらし応援課移住・定住・交流推進係



【問い合わせ先】

河北町くらし応援課
移住・定住・交流推進係
電話：0237-73-2116